

改 正 案	現 行
<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)</p> <p>第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。</p> <p>一 行政機関等又は前条に規定する者（<u>次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。</u>）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等</p> <p>二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等</p> <p>三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等</p> <p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。</p> <p>一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所</p> <p>三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所</p>	<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)</p> <p>第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。</p> <p>一 行政機関等又は前条に規定する者（<u>次号において「公的機関」という。</u>）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等</p> <p>二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等</p> <p>三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等</p> <p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条、次条及び第十三条において同じ。）が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。</p> <p>一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所</p> <p>三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所</p>

四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

五 委託に係る統計の作成等の内容

六 統計成果物の利用目的

七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

五 委託に係る統計の作成等の内容

六 統計成果物の利用目的

七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 匿名データを統計の作成等にもみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
 - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供すること直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にもみ用いること

—

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若

- イ 匿名データを統計の作成等にもみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
 - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供すること直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

(新設)

しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第十一条第一項各号列記以外の部分	法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）	提供依頼申出者
	この条から第十三条まで	第十六条において準用するこの条から第十三条まで
	委託の申出	依頼の申出
第十一条第一項第一号	この項及び次項	第十六条において準用するこの項及び次項
第十一条第一	統計の作成等に必要となる調査	匿名データの名称、年

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第十一条第一項各号列記以外の部分	法第三十四条 統計の作成等	法第三十六条 匿名データの提供
	委託しようとする者	依頼しようとする者
	この条、次条及び第十三条	第十六条において準用するこの条、次条及び第十三条
	委託の申出	依頼の申出
第十一条第一項第一号	この項及び次項	第十六条において準用するこの項及び次項
第十一条第一	統計の作成等に必要となる調査	匿名データの名称、年

項第四号	票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
第十一条第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第十一条第一項第六号	統計成果物	匿名データ
第十一条第一項第七号	前各号	第十六条において準用する前各号
	前条第一号又は第二号	第十五条各号
第十一条第二項各号列記以外の部分	前項	第十六条において準用する前項
第十一条第三項	第一項	第十六条において準用する第一項
第十二条第一項	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項
	統計の作成等	匿名データの提供
第十二条第二項	前項	第十六条において準用する前項
	統計の作成等の実施	匿名データの提供の実施
	当該統計の作成等に係る契約を行うために	定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した

項第四号	票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
第十一条第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第十一条第一項第六号	統計成果物	匿名データ
第十一条第一項第七号	前各号	第十六条において準用する前各号
	前条第一号又は第二号	第十五条第一号又は第二号
第十一条第二項各号列記以外の部分	前項	第十六条において準用する前項
第十一条第三項	第一項	第十六条において準用する第一項
第十二条第一項	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項
	統計の作成等	匿名データの提供
第十二条第二項	前項	第十六条において準用する前項
	統計の作成等の実施	匿名データの提供の実施
	当該統計の作成等に係る契約を行うために	定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した

		書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が
第十二条第三項	前項	第十六条において準用する前項
第十三条第一項	統計成果物	匿名データ
	<u>学術研究又は教育が終了したとき</u>	<u>学術研究、教育又は国際比較が終了したとき</u> <u>(国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき)</u>
	<u>又は教育内容の概要</u>	<u>、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況</u>
第十三条第二項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする

		書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が
第十二条第三項	前項	第十六条において準用する前項
第十三条第一項及び第三項	統計成果物	匿名データ
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
第十三条第二項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする

第十三条第三 項	統計成果物	匿名データ
	又は教育内容	、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
	公表するものとする	公表するものとする。 この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする
第十四条	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項

(新設)		
第十四条	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条から第十三条までにおいて同じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

- 一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所
- 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者（以下「提供依頼申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条、次条及び第十三条において同じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

- 一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所
- 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な
事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲
げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示
で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をする
ときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し
、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」と
いう。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等である
ときは、その代表者又は管理人）及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年
月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証
、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二
年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード
で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認す
るに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されてい
る当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及
び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申
出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認する
に足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項
の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載す
べき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説
明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な
事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条第一号又
は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総
務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をする
ときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し
、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」と
いう。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等である
ときは、その代表者又は管理人）及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年
月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証
、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二
年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード
で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認す
るに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されてい
る当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及
び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申
出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認する
に足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項
の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載す
べき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説
明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果又は教育内

、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

容を公表するものとする。